

## 1920年代の都市社会の変容に関するノート

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 遠城, 明雄 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/1524">http://hdl.handle.net/2297/1524</a>

## 1920年代の都市社会の変容に関するノート

— 福岡県の都市社会事業と町総代制を事例として —

遠 城 明 雄

Notes on the Transformation of Urban Society in Modern Japan.

— A case study of urban social works and change of urban community in Fukuoka, Western Japan —

Akio ONJO

### はじめに

小稿の目的は都市社会事業と町総代制を検討することによって、1920年代の地方都市における社会変容と支配体制の再編成の一端を論じることにある。

日本の近代における国家あるいは地方公共団体と都市民衆との重層的な相互規定関係をめぐって、米騒動以後の社会政策や都市計画をどのように評価するかがこれまで議論されてきたが、近年ではこうした政策の出現を日露戦争以後の都市下層社会の生活水準の上昇と世帯形成という社会全体の変化と関係づけて論じる必要性が強調されている(布川, 1994)。例えば、公設市場に代表される生活への介入は、米騒動に対する応急的な対策というよりもむしろ、国家や行政が生産領域だけではなく、生活の「平準化」が進む「国民」生活を再生産領域で積極的に再編成することを余儀なくされていたことを示しており、逆にこうした再編成を通して「国民」の要求を吸収し、それを社会的な統合の基盤としたと考えられるのである。

ところで成田(1985)が指摘するように、都市史と社会事業史との交流はいまだ十分ではないが、地方公共団体による社会事業の先進地であった大阪を対象として、社会事業の展開とそれを可能にした関一らの官僚の思想が検討されており(玉井, 1996)、そのなかでも米騒動以降の地域支配構造の再編成の

一部として方面委員事業の役割が問題とされている。例えば、方面委員制度の成立と中間層の位置(大森, 1982)、1920年代以降の借家争議の調停に方面委員が果たした役割(松下, 1987)、方面委員制度のもつ地域認識(柴田, 1994)、方面委員と都市下層の様々な関係性の解明(佐賀, 1995)などが挙げられよう。また名古屋市を対象として行政の都市下層社会に対する認識を社会事業から検討した研究もなされている(田巻, 1994)。水内(1994)はこうした論点を踏まえつつ、都市社会政策を都市空間形成との関連から再検討する必要性を指摘したうえで、特に「空間」を媒介として、変動の激しい諸社会集団を生産領域と再生産領域の双方で新たな分類基準によって区分し、管理、監視する以前とは異なる権力形態の出現に注目すべきであるとしている。

小稿では以上のような論点を継承しつつ、1920年代以降の地方都市における諸社会階層の動向とそれに対する行政の対応の一面について次の二点から論じる。

第一に都市社会事業の展開について、特に労働市場をめぐる問題と方面委員制度について検討する。前者については職業紹介所の設置をめぐる問題から、行政が生産領域において「労働者」をいかに把握しようとしたのかを明らかにする。後者については労働者を含む「都市下層」に対する再生産領域での関

わりが問題となる。方面委員は「都市下層」の人々と日常的に接触する役目を期待されていたわけであるが、その具体的な活動内容に関しては先進地であった大阪府以外の都市について十分に議論されているとは言い難い。ここでは方面委員として活動していた人々の考えやこの活動に対する人々の評価について若干なりとも明らかにしたい。

第二に、都市の地域的秩序の維持と住民生活に密接に関わる町組織の変容について論じる。田中(1990)や玉野(1993)によると、この時期に従来の有力者連帯型の「町」組織が崩れ全戸加入型の「町内会」が成立するが、ここでは町内会が完成する直前の時期の町総代制をめぐる動きを検討する。町総代の役割は方面委員と重なるところが少なくなく、またいくつかの都市では新たに町総代が設置され、既に設置されていた都市でもその役割をめぐる変化がみられる。したがってこの二つの名誉職をめぐる諸問題は、日常的な次元での行政と民衆との力関係およびその変化を示していると考えられる。

ここでは福岡県下の各都市を事例として上述の問題を論じるが、各都市の規模やその歴史的性格の相違などが社会事業の内容や社会秩序の維持の方法に影響を及ぼしている。よって各都市をその時代的な文脈のなかに位置付けた上で、それぞれの共通点と相違点にも留意したい。

なおそれぞれの問題に関して現在のところ極めて限られた資料しか検討しえていないため推測の域を出ない点が多く、よって小稿は覚書にとどまるものである。

## I 都市社会事業の展開

### (1) 初期段階の都市社会事業

最初に成立期の都市社会事業の展開について概観する。

福岡県では1922(大正11)年に社会事業費10,955円が計上されて社会課が設置された<sup>1)</sup>。これに伴い

県下の五市(福岡、八幡、小倉、門司、大牟田)に社会課が、また戸畑、若松、久留米、直方、飯塚の五市では社会係が設置された。社会課が取り扱うべき主な事業としては、「民力涵養、矯風事業、賑恤救済並感下慈恵、児童の保護並び妊産婦保護、軍事救護、地方改善、住宅等生活改善、労働者保護、失業者の救済及防止、人事相談並職業紹介、免囚保護、公設市場・公設浴場・簡易食堂、行路病人・同死亡人、各種救済資金」<sup>2)</sup>が挙げられている。

各都市の社会事業の整備状況やその時期については、水内(1986)や『福岡県社会福祉事業史』(1982)のなかで詳しく論じられているのでここでは繰り返さないが、初期の都市社会事業の全体的な傾向について簡単にみておきたい。

全体として各都市において地方公共団体による社会事業は初期の段階において限定されたものにとどまり、従来までの各種団体や組合による事業が中心であったといえる。予算面でも当初は下賜金がかなりの割合を占めており、1923(大正12)年7月に福岡市で社会課が新設された時に、社会課には予算もなくまた市長が社会事業に十分な関心を持っていなかったために市営による社会事業は皆無であると皮肉られている<sup>3)</sup>。また1927(昭和2)年に北九州工業地帯を視察した内務省社会局保護課の富田愛次郎課長も、「北九州の工業地帯は阪神方面とともに日本でも有数の工業地帯であるが阪神方面に比して社会事業関係の施設が不十分であるのは遺憾である。…今後は政府は云ふに及ばず地方公共団体が積極的に社会事業の施設を完備しなければならない」<sup>4)</sup>という感想を述べており公共団体による社会事業が進んでいないことを指摘している。例えば、各市に設置された公設市場の場合にも米騒動時に応急的に結成された救護会などによって運営されていたものがそのまま市営に移管された場合が多く、またその拡張は地域の中小商人の激しい反対に会い、市議会を巻き込んで市政の一大問題となる場合が多かった(遠城、

1994)。

こうした状況のなかで各市の社会課長らは様々な機会を利用して社会事業の先進地である京阪神地域などへ社会事業の視察を行い知識獲得に務めているが、それが具体化されるまではある程度の時間を要した。これは専門的知識を必要とする社会事業の「制度化」の有無に関わる問題であるが、福岡県下で社会事業の専門官僚の導入が図られているのは、門司市(緒方備雄と宮崎文栄)と八幡市(荒川賢と清原進)(水内, 1989)、県では1926(大正15)年9月に社会課長として来福した中西喜一(東京帝大出身、前秋田県社会課長)<sup>5)</sup>などが挙げられるにとどまり、専門官僚の導入は一部の事例に限られると考えられる。例えば1930(昭和5)年に着任した小倉市社会課長が元軍人であったほか、門司市でも1923(大正12)年に着任した臼杵文次郎社会課長は元小学校校長<sup>6)</sup>であり、専門官僚の「ノウハウ」がどこまで蓄積、継続されたかは定かではない<sup>7)</sup>。

以上のように福岡県の多くの都市において厳しい財政状況もあり、行政による社会事業は初期の段階では十分な展開をみなかったといえる。以下ではこうした状況のなかで失業対策として全市で開設された職業紹介所の活動とその限界を当時の労働市場との関係から触れることにする。

## (2) 職業紹介所と労働市場

1920(大正9)年に着手された職業紹介事業については、県や各市で早くから問題とされ、職業紹介所が、福岡市(1921.12)、門司市(1922.1)、小倉市(1923.5)、若松市(1924.1)、戸畑市(1926.5)、久留米市(1927.5)、八幡市(1927.6)、大牟田市(1928.6)、直方市(1928.9)、飯塚市(1929.4)に設置された。

しかしながらいくつかの市で職業紹介事業が予想したほどの成果を挙げていないと判断されている。門司市の場合をみると、1923(大正12)年度の実績

は1ヶ月平均で求人139人に対して求職178人であったが、このうち実際に就職したのは56人に過ぎず、「経費倒れ」<sup>8)</sup>であると指摘されていた。

こうした不振の理由のひとつとして、職業紹介事業が工場労働者などの一般紹介事業を取り扱い、日傭労働市場を対象としていなかったことが挙げられる。周知のように門司市や若松市、戸畑市では石炭仲仕や沖仲仕、荒荷仲仕、陸仲仕たちは、請負業者及び小頭や親方といった「組」制度のルートで雇用されており、また八幡市でも職夫や人夫に関しては7つの職夫供給請負会社や労働下宿業者を中心に雇用が行われていた。こうした仲介業者は労賃から下宿料や生活費として1~3割を天引して労働者に支払っており、仕事がない場合でも労働者に食料の供給をしていたが、労働者保護という観点から改善の必要性が指摘されていた。しかし門司職業紹介所が開設された際に緒方課長が、「…職を求めに来る者は労働向きが多かろうと一般的予想されるだろうが、労働都市たる門司には従来との関係上労働者の求職機関としての仲仕の請負業者及び小頭等が居るので夫等の仕事を同所が遽に奪ひ取ることを考へる必要があるのである。故之に対して特別の施設を考察する必要がある。…」<sup>9)</sup>と述べている通り、初期段階での紹介所は労働市場の一部を調節することだけにその役割が限定されていたといえる。

このように既存の労働市場との関係によって制約されていた職業紹介所に対して、工場労働者と日傭労働者が共に多い都市(例えば1925年頃に門司市で工場労働者4,045人、仲仕3,442人、その他の日傭労働者1,836人、戸畑市で工場労働者2,741人、仲仕など日傭労働者2,959人、若松市で仲仕1,868人、工場労働者1,151人)については、一般紹介を行う職業紹介所に加えて仲仕や人夫を専門に扱う労働紹介所を開設し、両者が密接に関係する事が望ましいという提言が早くからなされているが、それが本格化するのは失業救済事業の進展以後と考えられる。福岡市

(1930), 小倉市と八幡市 (1931), 大牟田市 (1933) で職業紹介所のほかに労働紹介所が開設され, また 1929 (昭和 4) 年の調査では給料生活者と日傭労働者の両方の失業者が県社会課と職業紹介所によって調査されており<sup>10)</sup>, 失業者登録の開始とともに一元的な労働者の管理体制の確立が目指されていたといえる。但し門司, 若松, 戸畑には労働紹介所は設置されておらず, 「組」制度がその力を保持していたとも考えられる。

そうである場合に, 日傭労働者と工場労働者が共存していた北九州の各都市で両者の労働市場の間ほどの程度の流動性もしくは「断絶」があったかを検討する必要があるように思われる<sup>11)</sup>。そして不況期の失業者のなかで日傭労働者の占める割合は高かった<sup>12)</sup>が, ここで用いられる「日傭労働者」がひとつのカテゴリーとして成立するのとも問題となる。

工場で働く職工や普通労働者に失業者が増加している際に, 人夫は荒荷仲仕や石炭仲仕へと転職しているのに対して, 職工が屋外労働者になることは難しいと指摘されており<sup>13)</sup>, また大正末頃に工場労働者が就職難に悩まされ, 生活苦に脅かされているのに対して, 仲仕の場合に季節的変動や就業日数が不安定であったため日収は相対的に高いが月収は低いということもあったが, 失業の程度に関しては低いともいわれていることなどから, 両者の流動性は以前に比べて低くなっていた可能性がある。詳しい検討は今後の課題であるが, 請負業者によって規定された独特な雇用関係や生活慣習に対する意識の相違, 労働現場での技術の相違などから, 工場労働者が屋外労働者へと移動することには一定の限界があったのではないだろうか。

一方で日傭労働市場には「組」に属さない「自由労働者」(「浮浪仲仕」)や土木工事に従事する人夫が多くおり, 日本人労働者のほかに多くの朝鮮人労働者が働いていた。例えば, 1923~25年頃に若松市では「浮浪仲仕」400人のうち250人が朝鮮人労働者と

いわれ, 門司市で土木工事に1,000人程度が, また八幡市でも職工220人, 人夫780人が働いていた。彼(彼女)らは多くの場合に賃金も日本人の8割程度が上限とされ, 雇用の「調節弁」として労働予備軍的な立場に置かれていたと考えられる。ただ1930年の門司市の調査によると, 労働者1,300人を含む2,200人余の朝鮮人が市内に居住していたが, 当時増加しつつあった失業率が日本人に比べて低い水準に留まっていると指摘されており, その理由としてお互いに仕事を譲り合い, 400人前後が毎日交代で就労していたことがあるといわれている<sup>14)</sup>。また朝鮮人労働者を対象とする下宿業者が市内で60名ほどいたことから<sup>15)</sup>, 労働市場への独自のルートを有していた可能性もあるが, それについては不明である。若松市では最初は「浮浪仲仕」であった朝鮮人労働者がその労働能力を認識されることで「部屋」へと収容されるようになったが, 朝鮮人の親方によって統轄され, その待遇も日本人とは同一ではなかったとされる<sup>16)</sup>。日本人との賃金格差はなかったという記述もみられるが, 好況時には日本人労働者が嫌がる労働に従事し, 不況時には日本人との競争のなかで相対的に低い賃金に押えられる場合が多かった朝鮮人労働者は, 生活水準を切詰めたうえで様々な相互扶助に依拠してのみその生活を維持することができたといえる。

労働市場間の連関や労働者の参入の容易さなどの詳しい検討が必要であるが, 重層的に構造づけられていた労働市場に対して, 職業紹介所がその構造の深部にまで介入していたとはいえ, それは生産領域に限定されない失業者救済という社会問題へとつながる。つまり再生産領域への注目である。

ところで当時の労働者の生活をみるために, 仲仕と職工の生活状況に関して石炭仲仕(若松市)と製鉄所職工の1ヶ月の生活費を比較すると(第1表), 仲仕の場合に食費が57%(職工40%)を占めているのに対して, 被服費や教育費は僅少にとどまってお

第1表 製鉄所職工と石炭仲仕の支出の比較 (単位：円)

	製鉄所職工(4人)	石炭仲仕(5人)
主食物	13.10	24.60
魚肉・野菜	12.27	16.50
住居費	9.20	3.50
たばこ	1.715	3.00
被服費	9.85	3.00
保険・教育費	17.64	1.00
その他		20.89

注：製鉄所職工の数値は1926～1927年、石炭仲仕の数値は1925年頃。

資料：職工は「九州日報」1928年3月21日。  
石炭仲仕(若松市)は「福岡、佐賀、長崎、熊本各県下ニ於ケル労働事情」1925。

り、両者の間には消費生活において大きな相違が存在していたと考えられる。職工の場合に購買会を利用できたのに対して、そうした施設の恩恵を受けることが出来ない仲仕は食費により多くの支出を余儀なくされた。また収入の面でも職工の場合に月収が80円であったのに対して、仲仕の場合に日収1円70～80銭で月収40円程度にしかならず、夫婦共稼ぎではないと生活が出来ない状態であった。また「浮浪仲仕」の場合に酒代が多く、特に相対的に高収入を得ることもあった独身者の「その日暮し」的生活<sup>17)</sup>が、不況のなかで社会問題として認識されその改善策が様々に議論されていた<sup>18)</sup>。ただ夏場の仕事が減少する時期になると氷屋を始めたり、清掃人になったり、働かなくなったりするこの「自由労働者」の行動に枠をはめることは、結果として人々の収入機会を狭めることになるという矛盾を含んでいる。

そしてこうした人々の生活を調査し改善すると同時に、年齢や身体的理由などによってこれらの労働市場から排除されてしまったかあるいは自発的に下りてしまった人々を社会のなかに再び目に見える形で布置することで、社会不安の芽を前もって除く役割を期待されたのが、方面委員制度であったといえるのではないだろうか。

### (3) 創設期の方面委員制度

福岡県の方面委員制度は、大阪府内務部長であった時に方面委員制度の導入を経験していた柴田善三郎福岡県知事によって、1925(大正14)年に労働者が集住している門司市と大牟田市に試験的に設置され、その翌年には残る各市に導入された。その後成績が良好であるとの理由から、年ごとに県内各地域へと拡充されていき、1925年に2市で19名であったのが、2年後には10市で78名に増員された(第2表)。門司市と大牟田市に最初に設置されたことは方面委員制度が労働者対策を意識したものであったことがうかがわれるが、1928年の福岡市での大幅増員と若松市での減員の理由はよくわからない。

方面委員制度の設置に関して、県議会における参与員の答弁では、方面委員は人口1万人に1人の割合で置き、その設置区域は学校の通学区域とされている<sup>19)</sup>が、各市で具体的にこの規定が実施されたか否かは現在のところ確認できていない。なお初期の段階で設置された地区は以下のようなものである。

(1) 門司市：大里本町(80戸)、小森江新町(200戸)、白木崎(250戸)、広石(350戸)、久保町(100戸)、常盤町及び大阪町(300戸)、畑田町(100戸)、(2) 大牟田市：東泉町、一本町、西宮浦、宮山町、本浜田

第2表 方面委員の設置人数

	1925	1926	1927	1928	1929
大牟田市	11	11	13	13	16
門司市	8	8	8	8	11
福岡市		6	6	15	15
久留米市		3	3	7	7
小倉市		5	5	9	9
若松市		5	8	6	6
八幡市		9	12	12	16
戸畑市		13	13	13	13
直方市			4	4	4
飯塚市			6	6	6

資料：「福岡県社会事業要覧」1937.

町、大浜町、天神町、東新町、稻荷町、本町、北磯町、(3)小倉市：田町平松、長浜船頭町、馬借町古船場、日明中原山路、篠崎小熊野、(4)久留米市：京町、瀬ノ下町、原古賀町、(5)八幡市：白金宝町、柳町、東雲町、門田町、徳広町、南栄町、南町、緑町、桃園町。設置当初は限られた地域であったが次第に市内全体へと拡散している。

次に方面委員の担い手の属性についてであるが、この点に関しても若干の事例を挙げるにとどまる。門司市の場合に、8人のうち市会議員（連合青年団長、貸家組合長）、湯屋業（衛生組合長、町総代）、僧侶、請負業、鉄工所取締役などで、このうち最後の人物は方面委員任命後に市会議員に当選している。また八幡市では9人のうち組長（宮総代）、精米業者、コークス販売業などでのちに市会議員に当選したものが1人いる。増員された委員には、元学校校長、市会議員（私設託児所を建設）、僧侶、酒造業（町総代）、銀行支店長、神職、医師夫人、産婆会長（女性）、元小学校教員（女性）などがいた。また米騒動時に救護会へ寄付した人物は各市で数人が確認される<sup>20)</sup>。

職業に関しては、自営業者や教員など従来の研究で指摘されている方面委員の職業がここでも比較的多くみられ、また区長や町総代などの公職を兼任する人々も多く、一定の資産と時間の余裕をもった地

域の有力者が方面委員の中核を占めていたといえる。また労働者向けの社会事業や調査に関心をもちまたそれを実践している人が若干ではあるが任命されており、地域の有力者という枠に必ずしもとどまらず、階級的運動に対する危機感を踏まえて「都市下層」に積極的に関与していこうとする人々もいた。

次にその具体的活動の一端についてみる。方面委員制度が設置された1年後、門司市と大牟田市方面委員の体験が「生活苦に喘ぐ人々」という記事で『九州日報』<sup>21)</sup>に連載されており、そこには成立期の方面委員の活動とともに様々な体験や意見が開陳されている。

方面委員の仕事は「細民」の救済（生活保護、児童保護など）と戸籍の整理、生活全般の相談や教化といったことが挙げられ、その内容は日常生活の全体に及んでいた。このうち実際の救済方法としては、まず親戚への連絡や近隣での助け合い、また大家と下宿人といった個人的な関係のなかで救済される方が途が検討されている場合が多い。なかでも厳しい生活のなかで貧困者同士が相互扶助によって生活をなんとか維持している点に、「下層社会」の「連帯的」な精神を見出している方面委員も少なくない。また多くの都市で寄付金を募るために「同情袋」が組長等を通じて市内各戸に配付されたが、予想外に中流

以下の寄付者が多く、同じような生活境遇にある者同士のつながりの強さが再認されている。ここで方面委員や県社会課長が寄付を行わない裕福な人々への不満を述べており<sup>22)</sup>、「下層社会」を媒介とした一種の社会批判が表われている点は興味深い。多くの論者が指摘するように、方面委員制度自身が「社会連帯主義」の制度化であったといえるが、その意味が「中間層」以上の人々にまだ十分に理解されていないことに問題が感じられていたのである。このため久留米市などでは「同情袋」の表裏に方面委員の名前とその取扱う仕事の内容を印刷し、「同じ市民」という立場からの協力を求めている<sup>23)</sup>。

ところで方面委員の活動がこうした社会的つながりに依拠しなければならなかった理由には二点あったと考えられる。まず第一は方面委員制度の財源の欠如である。例えば、門司市方面委員のなかには、方面委員制度に十分な財源がなく実際の救済において方面委員が個人的に支弁していること、また他の社会事業との有機的なつながりが不十分であることなどを制度の不備として指摘し、「割に合わない仕事」と語る委員もおり<sup>24)</sup>、こうした方面委員制度の限界がのちの救護法の制定への運動を発生させたといえる。第二は物質的救済と同時に「精神的救済」が強調されたことにある。つまり人々の「刹那主義」的な生活態度を改めさせ、貯蓄を奨励し「自立」を促し、貧困を予防することが方面委員の重要な課題と考えられていたのである。ここで「濫救」の弊害が指摘され、救済すべき対象とそうでない対象を区別し、さらに救済の個別化をより徹底させるための社会調査の重要性が繰り返し確認されることになる。

それではどのような基準によって人々の分類が行われたのであろうか。例えば、小倉市方面委員準備では、救済対象者を第一種（多少の援助を要する者）24～25軒、第二種（戸数割1ヶ年30銭以下）602軒<sup>25)</sup>に区別し、門司市方面委員第一回協議会では、第1号カード（とにかく救助しなければ生活の出来ない

者）と第2号カード（救助を要せざるも万一の場合は直ちに救助を要する者）<sup>26)</sup>とが区別されている。このように当初の救済基準はあいまいなものが多く、方面委員の判断に任されている場合もあったが、次第にその基準が明確化されまた厳密な手続きが踏まれるようになる。例えば1930（昭和5）年の福岡市の「細民」調査では、まず戸数割の賦課額で4級に区分し、それに加えて所得額、職業、家族構成（14歳未満と60歳以上）の調査と方面委員による生活の観察を経たうえで初めて「細民」を決定している<sup>27)</sup>ほか、翌年に実施された県全体の要救護者調査時では市部で1人1日25銭を基準としてそれ以下の世帯数が調査されている<sup>28)</sup>。こうした厳密な「数量化」は濫救を防ぐための措置であったが、それが可能となったのは日常的な相談相手という方面委員の特徴によるところが大きい。

ところで方面委員の活動は、それを受ける側からどのように受け止められていたのであろうか。例えば、方面委員制度が始まってまもなくの頃に、門司市の仲仕集住地区を担当した委員は、方面委員に対してやたらと金を無心に来る人が多いことに触れて、その仕事の人々に全く理解されていないことを嘆いている。またこれとは逆に「役所の世話にはならない」として救済を「施し」と考え頑強に拒否する場合や就学年齢の子供を通学させることに対して拒絶があった。しかしながら方面委員の活動は、不況の深刻化によって生活が困難さを増したことや「下層社会」独自の生活認識が希薄化したことなどもあり、次第に「下層社会」を含む地域社会のなかで認知され、逆にそれを基盤とするようになったといえる。

## II 「町総代制」をめぐって

上述のような「都市下層」をその主な対象とした行政による諸社会事業が具体化したのと同時期に、町総代制や区長制といった地域社会の有力者をめ



ぐっても多様な動きがみられた。つまり従来まで町総代制がなかった市において、第一次大戦以後に複雑さを増した市行政の円滑化をはかり、また同時に米騒動以後の地域の支配体制を強化する意図をもって町総代制の設置が行われた一方で、従来からこの制度が存在していた都市でも規定が改められ、その性格に変化がみられるのである。

ここでは特に前者の事例として門司市、後者の事例として福岡市を取り上げて、都市社会事業が始まった1920年代後半における行政および町総代と町民との関係の変化をみることにしたい。

門司市では方面委員が設置された1925（大正14）年に、市会で町総代の設置が計画され、翌年の12月に実施に移された。この時期に町総代の創設が市会で検討された理由として次のように説明されている。「従来同市行政事務の補助機関は市制執行以前迄は区長制度を執って居たが、その後は現在の衛生組合の助力を受け居たるも斯くしては市行政事務の激増せる今日全般の事務に対する援助を煩はす事は衛生組長本来の職務上より言っても到底完全を期する事は至難で且又近時益々複雑となって来た自治行政の円満なる発達を図る上に於て町総代の設置は最も急を要するものなり」<sup>29)</sup>。つまり従来までの衛生組合に加えて、市の行政事務を専門的に補助する機関として町総代制の必要性が認識されていたのである。

ところでコレラや腸チフスなどの水系伝染病によってたびたび大きな経済的打撃と社会不安を被った門司市では、市制施行以前の1891（明治24）年に衛生組合が設置され、徐々に市域全体に拡散し1920（大正9）年には組合数が258に達している<sup>30)</sup>。この衛生組合は、方面委員が貧困者の調査と救済を行う際にその協力を得ていることなどから推察されるように、組合員の日常生活の把握と指導に一定の役割を果たしてきたと考えられ、町総代制の原型ともいえるものであったが、衛生以外の事項に関して組合員に命令を出すことの矛盾が次第に意識されはじめた

ことや組合員以外がその関係から漏れてしまうことなどの限界があった。

町総代は、50戸以上100戸以内を単位に担当区域が決定され、その設置区域は市全体で311区域に及んでおり、総代及び副総代各1名と若干名の評議員について、町からの届出を市役所が認めることで選任されることになった。またその取扱事項としては、「隣保の親善皆和に務むる事。市行政事務の執行を援助し、法令通達の普及に務むる事。町内に於て表彰すべき篤行者又は市の援助を要する極貧者ある時は市長に対し之が申報をなす事。教育自治其他公共的観念の発達に務むる事。産業の振興、生活の改善其他住民の福利増進を図る事。町内住民の納税其他義務観念の向上に務むる事。其他町内の必要なる事。」<sup>31)</sup>が規定されていたが、ここで重要なことはそれが市行政の末端組織という位置付け以上の役割も期待されていた点である。つまり「…制定された町総代設置に伴って一面には市の補助機関として市制の運用を円滑ならしむると共に区域を定められたる各町は小自治制によって隣保の親善階和の実を挙げ…」<sup>32)</sup>と述べられているように「自治」によって従来まで弱体的であった地域における社会的なつながりを強化し、あるいはそれを行政からみて望ましいものに変えていくことが意図されていたのである。特にその大部分が流入者であり、また絶えず社会的／地理的移動を繰り返す石炭仲仕を中心とした「労働者」を、いかにして「市民」として社会のなかに統合していくかということが、行政や警察当局にとってひとつの懸案であり（Onjo, 1995）、特に「衛生」をめぐる言説は「恐怖」とそれに基づいた強制的な「排除」、「差別」によってこの問題の中心に位置してきた。それに対して町総代制は排除ではなく、異質な人々の相互承認を促し、彼らや彼女らを制度のなかに参加させることによって、社会に「内包」し定着させる制度であったといえる。

しかしながら行政や議会の意図は予定通りには進

まなかった。すなわち各町からの推薦が一向に進まないために市会で設置が決議された翌年になっても町総代が1人もいない状態が続いたからである<sup>33)</sup>。市では対応に苦慮し、町からの推薦を促進するように努力したが、5年後でも374の設置区域のうち14の未設置地区が残っていた<sup>34)</sup>。町総代制が定着するまでに一定の時間を要した背景には、上述のように「新開地」として住民を統合することが難しい状況があったことはいまでもないが、それに加えて総代という地位をめぐる区域内で激しい競争が生じていることが指摘されており<sup>35)</sup>、町民の間に合意を作り出す慣行が乏しかったかあるいはそれが制度化されることへの抵抗があったことがうかがわれる。また時期は遡るが明治後期の伝染病流行時に、衛生組長の活動が不熱心なことが多く、行政側にとって制度を担い実際の現場でその施策を実践していくべき人々の市政への非協力的な態度が問題視されていた。「衛生」という場合によっては危険をとまらぬ仕事と単純に同一視できないが、行政課題の具体的な実行を補助する名誉職を積極的に担う人物が十分に創出されていなかった地区もあったと考えられる。

但し設置後、数年のうちにこうした事態は大きく様変わりすることになる。つまりこの町総代が市民の世論を積極的に形成ないしは代表するという局面が現われるのである。

例えば、1931(昭和6)年1月に門司、八幡、折尾の2市1町と九州軌道との間で電燈電力料金の値下げ問題が発生した際に、門司市では町総代会と市会議員によって値下期成同盟会が組織された<sup>36)</sup>が、調停案の取扱いをめぐる、門司市町総代会が値下げ運動に対する市会議員の態度に誠意がないとして糾弾している<sup>37)</sup>。この町総代と市会議員との対立は、知事の調停案を門司警察署長へ一任するか否かをめぐってさらに紛糾し、結局は一部の町総代と衛生組長が知事の裁定案を拒否して独自に市民運動の継続を訴えたのに対して、裁定案を受け入れ同盟会を脱

退する町総代もあり、町総代会が内部分裂する事態になった<sup>38)</sup>。以上のように町総代は自らを「市民運動」の担い手として位置づけることで正統性を獲得し、それまで指導する側であった市会議員と対等の立場に立つことを目指しており、町総代を中心とした「自治」が当初の予想を超え、市会議員と並ぶもうひとつの代議機関にすらなる可能性もあったといえよう。

次に後者の事例である福岡市の場合をみってみる。高岡(1995)によれば、福岡市は町総代の規定が早い時期からみられる都市のひとつであるが、1922(大正11)年の町総代の規程改定にその性格の変化が表われているとされる。すなわち第一次世界大戦後の都市問題の深刻化に対処するために多くの都市で、町総代制の設置や規定の改正が行われており、福岡市の場合にも今までの町総代設置準則(明治24年2月)の代りに町総代設置内規が設けられた。そしてその職務に「町内の円満を計り」という一文が挿入されているが、このことは有力者を中心に運営されていた共同体的な「町」がその秩序維持機能を弱体化させたことを意味し、それに対処するために新たな制度の下で「疑似的」にこの「町」を再編成する必要性が生じたというわけである。

福岡市では「町」以外にも、「町集合体」を基盤とした有力者による「自治的組織」があったが、ほぼ同時期にそうした組織にも変化がみられ、この見解は妥当であるように思われる。例えば、博多や福岡、出来町、今泉の市内4ヶ所に残っていた財産区が、1926(大正15)年迄にすべて解散していること<sup>39)</sup>からも、旧来の「町」を基盤とした慣行がその力を喪失していたことが考えられる。市制施行以後に制定された財産区は、1, 2, 3級の等級選挙によって選ばれた財産区会議員によって運営されていた。博多財産区の場合のように藩政期の備荒貯蓄米にその起源を有する財産区もあり、貧困者の救済活動のほか、米価高騰や米騒動時には白米の購入と廉売、白

米券の配付を行い、行政との密接な協力によって暴動化を抑制し社会秩序の維持に一定の役割を果たしてきた（遠城、1994）。したがってこうした組織の解散は、「町」による秩序の維持が、経済-社会的に行き詰まりつつあったことを意味していたといえる<sup>40</sup>。

また町総代の市政での役割や総代の「町」内部で位置の変化は、次のような出来事にも顕著に表われている。1924（大正13）年5月に久世庸夫市長の辞表提出問題が発生した際に、280名余りの町総代（全部で346名）が市会議員に市長の留任運動を展開したが、この運動に対して一部に次のような見解がみられた。

「一般市民中には町総代が斯の如き問題に示威的容喙をなすは、市政の上に悪例を遺す虞あるのみならず、市民は斯る問題を町総代に一任す可き理由なきを以て町総代として町全体の民意を代表したる運動に非ず。全く町総代の職にある者の個人的運動にすぎない<sup>41</sup>」。

こうした批判に対して辞職に反対する町総代は、この運動が「不偏不党」であり、市会に対する干渉的行動ではないこと、また大部分の町総代がこの運動に賛成しており反対者はごく一部であることなどを内容とする声明を出している<sup>42</sup>。従来から一部の町総代による政治運動に対して批判があったことや党派に関わる問題であることなどから、町総代に対するこうした批判が「市民」のなかからいつから発生したかの程度浸透していたのかはここでは明らかではない。しかしながら行政機関の外側に位置し、旧来からの地域での垂直的あるいは水平的な社会的つながりや慣行によって「代表者」として認知されていた町総代の立場が、揺らぎつつあったことのひとつの事例として、こうした批判を位置付けることは可能であるように思われる。市民-町総代-市議会-行政という関係において町総代の役割の再編成の必要性が、行政と新たに政治への参加権利を得た「市民」の両方の意識のなかから生じていたといえる。

こうした変化の背景として、政治的には普通選挙制の成立という大きなうねりがあるが、それと合わせて福岡市とその周辺部を含んだ都市構造の変容があることも無視できない。つまり福岡市が実質的にその周辺部へと膨張し、新規の流入と流出の激しさ、サラリーマン層の増加やサラリーマンを中心とした郊外住宅地の拡大による市への通勤者の増加など都市の居住構造が大きく変化した、新たな生活様式が現出していること<sup>43</sup>が、既存の組織を弱体化させる要因のひとつであった。

ところでこの他の市でも、行政事務の補助機関であり「上意下達」的に任命される区長の選出をめぐる地元住民と市長ないし市会議員の対立が発生したり、区長を中心とした市民運動が市政に一定の影響を及ぼす事態が生じている。ここでは若干の事例を挙げておきたい。

戸畑市では、1926年（大正15）年に電燈料の値上げやサービス向上などの問題が市民の世論として興ってくるなかで区長総会が開催され、区長と組長（区長の下に位置する名誉職）が連名で市長や市議会に陳情書を提出している。従来まで区長は市当局の斡旋により電燈料の集金を行っており、電力会社に対する住民の不平不満をいわば日常的な接触のなかで受ける立場にいた。そしてこのことが反対に、世論に押される形ではあるが住民の意志を代表する役割を果たすことになったと考えられる<sup>44</sup>。

さらに1927（昭和2）年にある地区の区長代理の選出をめぐる、区民が満場一致で推薦した区長代理を市長が認めず、別の人物を市会に推薦したことを発端として、区長と組長が抗議し辞任する問題が発生した。この問題は、推薦された人物が市長に辞表を提出することでひとまず解決している<sup>45</sup>が、このことから区長という立場が必ずしも「上」からの命令を伝達する機関ではなく、区民のある程度の同意を前提としていたことがわかる。但しこうした慣行がいつ頃から形成されていたのかについては不明

である。

また名誉職であるが故に町民からその職権が認められていた組長185名が、1931(昭和6)年にその処遇に対する市の態度を不満として、組長を市の行政機関として認めることをはじめとした陳情書を市長に提出し、職務内容の改善を要望していることが挙げられる<sup>46)</sup>が、これは今までとは逆に制度化への要望がそれを担う人々からでてきている点で注目される。

八幡市でも1926(大正15)年に中央区で後任の区長選挙をめぐって同様の対立が発生した。八幡市では市条例によって区長は地元議員の推薦によるようになっていたが、市会議員が区民に相談せずに勝手に候補者を選定しようとしたため区民が反発し、組長らが撤回を求めて市長に陳情している<sup>47)</sup>。さらにこの中央区ではその後、宮総代の選任をめぐって、宮総代が区長や組長のみの選挙で決定されてきた慣行に対して、一部の区民が区民全体での選挙を主張し、従来の方式で選任された宮総代を正当な住民の代表として認めないという問題も生じており<sup>48)</sup>、区民が市議会議員にとどまらず区長に対しても、その代表としての権限に異義を申し立てるまでになっている。

久留米市では市制施行(1889)と同時に区長制が設置されているが、1929(昭和4)年に市長の推薦によって決定された二人の区長が地元の意向を無視していたために反対されている<sup>49)</sup>。またそれよりも以前の1909(明治42)年の区長選挙の際には、区長の推薦について事前に区民の意向を尋ね、概ね民意に沿って市議会で選挙されるという慣行が破られ、区長が勝手に選挙されたことに対して、京町、芋抜川町、小頭町の組長が市長を訪問したり、また町集会で辞職勧告がなされるという事態にまでなっている<sup>50)</sup>。戸畑市の場合と同様に区長の選出をめぐって実際の運営の円滑化のために、上からの一方的な任命ではなく、市民側の合意が前提とされていたのであり、区長も町総代と同様に市と住民の間で両義的

な性格を帯びていたと考えられる。なお久留米市では1932(昭和7)年4月に区長制が廃止され町総代制が導入されているが、その理由は区長が実際には仕事をせず小組長が実務を担当しており区長の役割が形骸化していること、また費用面で半分程度に削減できること(年間で区長6,000円程度、町総代3,000円程度の費用)であった。区長が市長の推薦であるのに対して町総代は町からの推薦であり、人数も区長の50余人から町総代の350余人へと大幅に増加しており、より小さな地域単位に対して行政が直接的な関係を強化することが可能になるという意図もあったように考えられる<sup>51)</sup>。

最後に町総代と区長の双方の問題が現出した大牟田市の事例をみておきたい。

大牟田市では従来まで区長制度が設置されていたが、区長が市会で選挙によって選ばれ、またその区長が市会議員の選挙運動に関与する場合が多かったために、その改革は公友会(政友会系)と同志会との間の政争の道具となってきた。そして同志会が多数を占めた1925(大正14)年に、区長制に代って世帯主による選挙かあるいは町集会によって決められた選挙方法によって選ぶ町総代制が導入されることになった<sup>52)</sup>。この際に各町の自治制と市民の「自治思想」の啓発が強調されており、区長制度に付随していた納税組合の廃止運動も生じている<sup>53)</sup>。

しかしながら新たに実施された町総代制度は長続きしなかった。その理由は総代の選挙をめぐって町内での対立が激しくなり、また結局のところ代議士選挙の際に町総代が選挙運動を行うという弊害が生じたからである。その結果、1928(昭和3)年には市長の推薦による区長制度が再び採用されている<sup>54)</sup>。

ここでは新たに町総代が整備された事例と従来の町総代の位置付けが変化した事例から、当該期の都市の地域秩序の再編成とそれを促した住民の動きを跡づけることで、1920年代以降に従来までの制度の動揺とそれに対する行政からの再編成が生じている

ことが確認できた。但しその過程で、自分たちが選んだ人物が「制度化」されることへの反対という形式での抵抗とともに、負担軽減と自己責任の明確化を意図した行政による町の「自治」を強調する言説が、結果として予想を超えた住民の運動を生み出してしまう場合があったことは注目される。

## おわりに

小稿では地方都市における社会事業と町総代制から、1920年代の都市社会の変容の一端を論じてきた。

まず社会事業について、特にその初期段階での公共的な都市社会事業は限定的なものに留まっていたという印象を受ける。そしてこの限定的な都市社会事業が有効に働きかつその実際上の不備を補うためには、各地区の実情に明るく、行政と地域を結ぶ人材が必要になったのであり、その役割を担ったのが方面委員と町総代であった。方面委員は生活指導のなかで自力救済や相互扶助を強調することで、行政に安易に依存しないような規範を社会のなかで「当たり前」となるような状態を作り出すことをひとつの課題としていた。そして「市民」から没落してしまう人々を「市民」のなかに再び位置付ける役目を担ったのが方面委員であったといえる。

これに対して町総代や区長の再編成という問題は、法律的にも経済的にも「市民」となった人々が自らの意志を代表する権利の承認を求める動きに対する地域有力者や行政の対応として考えることが可能である。

この点で人々の「場所」やコミュニティへの結びつきを強調することが、行政や支配階層にとって自らの支配の基盤をイデオロギー的に「自明化」させるひとつの有力な手段であること(Harvey, 1985)は確かであるが、むしろそれは同時に住民による対抗的な運動の可能性を孕む場にも転化しようという意味で条件依存的であるといえる。

小稿では諸問題が表われた地区の住民構成などが

不明なままであり、都市空間内部での居住分化が市行政や市会の対立に及ぼす影響に関して明らかにすることができなかった。これらの問題については今後の課題としたい。

## 付記

本研究は1996年度科学研究費基盤研究(A)(1)「地理学における経済・社会理論と空間の思想」(研究代表者水内俊雄(大阪市立大), 課題番号07308006)の研究成果の一部である。

## 注

- 1) 『詳説福岡県議会史』大正編下巻, 1957, 297-299.
- 2) 『福岡県社会事業要覧』第8輯, 1937.
- 3) 『福日』1923年7月27日, 8月7日.
- 4) 『福日』1927年6月13日.
- 5) 『福日』1926年9月8日.
- 6) 堂屋敷竹次郎『北九州の人物』(上), 1930.
- 7) 例えば臼杵は大正14年元旦の『門司新報』に「社会事業の振興」という記事を寄稿しており、そのなかで今後の門司市の社会事業の課題として住宅の供給、職業紹介所の拡張、中央卸売市場の設置などを挙げているが、原則的な主張に留まっているように思われる。『門司新報』1925年1月1日.
- 8) 中央職業紹介事務局『福岡、佐賀、長崎、熊本各県下ニ於ける労働事情』, 1925.
- 9) 『福日』1921年11月26日.
- 10) 『福日』1929年10月30日.
- 11) この問題は今日の発展途上国の都市経済で大きな位置を占めているインフォーマルセクターをめぐる問題に関連する。例えば、杉原薫・玉井金吾(1996)を参照.
- 12) 例えば、昭和4年の福岡県8市の失業者の内訳は、給与生活者2,810人、日傭労働者4,235人、その他4,885人となっている。『福日』1929年10月30日.
- 13) 『門司新報』1921年2月23日.

- 14) 『門司新報』1930年3月12日。なお前年12月に2千人のうち約3割が失業中という推定もある。
- 15) 『門司新報』1929年12月7日。
- 16) 福岡地方職業紹介所『管内仲仕労働事情』, 1927。
- 17) 『九州日報』1929年9月6, 7, 9, 10日。
- 18) 門司市では昭和5年に市営による「労働溜所」が建設され、「自由労働者」の救済と管理が進んでいる。なおその実務は大正10年に労働者救済と労資間協調を目的として結成された労働共済会が担当している。『門司新報』1929年12月12日。
- 19) 『詳説福岡県議会史』大正編下巻, 494-496, 1957。
- 20) 前掲6) および『門司新報』と『福日』参照。
- 21) 『九州日報』1926年12月8-14, 16, 19, 21-24日。
- 22) 『九州日報』1928年12月15日。
- 23) 『久留米市誌』中編, 830-831, 1933。
- 24) 但し方面委員の待遇改善や制度の不備という指摘に対して、方面委員を「吏僚化」することは、方面委員の政党化の危険性や相互扶助という根本的精神から考えて慎重であるべきという主張もなされている。(『九州日報』1927年6月25日)。また北九州五市の社会課課長会議では方面委員の任命権が知事から市長に移管されることに対して、方面委員の任命が政党に偏重する危険性があるために反対されている。『九州日報』1930年12月16日。
- 25) 『福日』1925年6月19日。
- 26) 『九州日報』1925年12月10日。
- 27) 『九州日報』1930年12月23日。
- 28) 『福日』1931年6月14日。
- 29) 『門司新報』1926年12月5日。
- 30) 『門司市統計書』, 1920。
- 31) 『福日』1926年1月29日。
- 32) 『門司新報』1926年12月5日。
- 33) 『福日』1926年1月29日。
- 34) 『門司新報』1931年12月18日。
- 35) 『門司新報』1927年5月15日。また中村(1980)も参照。
- 36) 『福日』1931年1月20日, 『門司新報』1931年1月22日。
- 37) 『門司新報』1931年2月27日, 『福日』1931年2月26日, 4月17日。
- 38) 『門司新報』1931年5月31日, 6月12日, 『福日』1931年6月6日。
- 39) 『福岡市史』第2巻・大正編, 238-247, 1963。
- 40) 小倉市でも大正11年に従来までの区長に加えて、社会係によって「戸主会」の設置が検討されており、その目的は市民相互の共済共助、風俗改善、簡易生活奨励、納税奨励、公共衛生、共同事務、町内の安寧維持など市民の福祉増進であった。(『福日』1922年6月18日)。
- 41) 『福日』1924年5月18日。
- 42) 『九州日報』1924年5月31日。
- 43) 例えば、『九州日報』1924年3月20-26日, 『福日』1926年6月19, 20, 22, 23-25日などで福岡市の郊外への拡張が論じられている。一方で都心の博多地区では住民の減少により山笠行事の衰退も懸念されている。
- 44) 『福日』1926年1月27日。
- 45) 『福日』1927年8月26日。また労働党戸畑支部はこの改選問題に関連して戸畑市会への抗議書を提出しているが、そのなかで「…本市多年の懸案たる上水道問題を初め、公会堂新設教育設備港湾計画乃至市立図書館共同便所等幾多の社会施設にして完成若しくは実現に近き物何れにあるや。只一小数特権階級の為めにのみ吸々として市政の運用発展は特に前途遠々と云ふべく…」(『福日』1927年8月18日)として、区長をめぐる問題を社会資本の未整備と関連づけながら市政批判を行っている。
- 46) 『福日』1931年10月29日, 11月23日。
- 47) 『門司新報』1926年6月22日。
- 48) 『福日』1926年8月13日。
- 49) 『九州日報』1929年1月23日。
- 50) なお区長が民意を無視して選挙された背景には、

区長職が衆議院議員選挙の論功行賞的なものとして使われたことがあるといわれ、それが強力な反発を生み出した。『福日』1909年4月4日。

51) なお町総代の職務権限は、「町内親善皆和に努力する事。市行政事務の執行を援助し諸令達の普及を図ること。納税組合を設け納税成績の向上を図る。一般衛生の普及発達を図る。教育自治産業の振興、生活の改善その他公共事業の発達に務めること。名簿を備え町内の戸数現在者を明らかにすること。」であった。『福日』1932年3月17日、同年4月6日。

52) 『九州日報』1925年10月14日。

53) 『福日』1925年10月9日。

54) 『九州日報』1928年7月3日。

#### 文 献

大森 実(1982)：都市社会事業成立期における中間層と民本主義—大阪府方面委員制度の成立をめぐる一。ヒストリア, 97, 58-76。

遠城明雄(1992)：都市空間における「共同性」とその変容—1910～1930年代の福岡市博多部一。人文地理, 44, 341-365。

遠城明雄(1994)：都市における消費問題と社会政策—1920年代の福岡県の事例一。九州文化史研究所紀要, 39, 353-397。

佐賀 朝(1995)：1920年代の都市地域支配と社会構造—大阪府方面委員の活動をめぐって一。歴史科学, 140, 141, 56-76。

柴田紀子(1995)：都市社会事業の成立期における社会事業サービスの領域設定とその認識—大阪府方面委員制度を事例として一。地理学報告(金沢大学文学部), 7, 41-52。

杉原 薫・玉井金吾(1996)：アジアの工業化とスラム。杉原 薫・玉井金吾編：『大正／大阪／スラムもうひとつの日本近代史』, 増補版, 新評論, 299-316。

高岡裕之(1995)：町総代制度論—近代町内会研究の再検討一。年報都市史研究, 3, 117-132。

田中重好(1990)：町内会の歴史と分析視角。倉沢進・秋元律郎編著：『町内会と地域集団』, ミネルヴァ書房, 27-60。

玉井金吾(1996)：日本資本主義と〈都市〉社会政策—大阪市社会事業を中心に一。杉原薫・玉井金吾編：『大正／大阪／スラム もうひとつの日本近代史』, 増補版, 新評論, 249-295。

田巻松雄(1994)：戦前期名古屋における日雇労働と労働行政に関するノート。寄せ場, 7, 63-87。

玉野和志(1993)：『近代日本の都市化と町内会の成立』, 行人社, 297p。

中村八朗(1980)：『町内会の組織と運営上の問題点』, 国際連合大学, 27p。

成田龍一(1985)：近代日本都市史研究の現在。比較都市史研究, 4, 13-26。

布川 弘(1994)：帝国主義と都市「下層社会」—賀川豊彦の「新川」スラムでの活動を素材に一。人民の歴史学, 121, 16-25。

福岡県社会福祉協議会(1982)：『福岡県社会福祉事業史』上巻, 1136p。

松下孝昭(1987)：1920年代の借家争議調停と都市地域社会—大阪市の事例を中心に一。日本史研究, 299, 1-39。

水内俊雄(1989)：戦前期北九州五都市における都市形成と都市政策。『福岡県史』, 近代研究編各論(一), 219-272。

水内俊雄(1994)：近代都市史研究と地理学。経済地理学年報, 40, 1-19。

Harvey, D. (1985) *The Urbanization of Capital*. Johns Hopkins U.P., 125-164。

ONJO, Akio (1995) : Power, Social Discipline and the Control of Urban Space. : A Case Study in Moji, Western Japan, 1890-1930. *Sci. Rep. Tohoku Univ.*, Ser. 7 (Geography), 44-1, 43-68。